

## ケース研修ワークシート (6)-① 体罰 (小学校)

●ケース

氏名 ( )

小学3年生の学級担任をしているA教諭は、4時間目の授業が始まってすぐに、昨日指示しておいた授業の準備物の確認を行った。ところが、いつものように学級の4分の1ほどの児童が、準備物を持ってくるのを忘れていた。

一人の児童が、忘れた理由についてA教諭に告げようとしたところ、A教諭は、聞く耳を持たず、「言い訳をするな。」とどなった。そして、忘れた児童全員を床に正座させ、いすを机代わりにして、その時間の授業を受けさせた。

その日の夕方、ある保護者から校長に対し、「体罰を受けた。」と抗議の電話があった。保護者がひどく怒った様子であったので、校長は、「A先生も、非常に熱心なもので」と取りなした。

コンプライアンスハンドブックケース集(平成22年8月)より

(1) 問題点などのポイントを整理してみましょう！

- ◇
- ◇
- ◇

(2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

- ◇
- ◇
- ◇

(3) 対応策について検討してみましょう！

- ◇
- ◇
- ◇

(4) セルフチェックしてみましょう！

	項 目	ア	イ	ウ
1	体罰は人権を侵害する行為であり、学校教育法などで禁止されていることを知っている。			
2	「教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）」で示された体罰等を行った場合の処分を理解している。			
3	児童生徒の指導に当たっては、感情的にならず、教育的に配慮して、冷静に対応するよう心がけている。			
4	「時には力による指導も必要だ」と体罰を肯定する考えは誤りで、体罰によらない指導ができてこそ教育のプロだと思う。			
5	体罰を見過ごさず、注意したり、管理職に報告したりすることができる。			

(ア：はい イ：どちらともいえない ウ：いいえ)

◎ 今回の研修についての感想（評価を○で囲んで、感想を書いてください。）

評価	とても良かった	良かった	あまり良くなかった	良くなかった

## 解説

# ケース研修ワークシート（体罰① 小学校）

### (1) 問題点などのポイントを整理してみましょう！

- ◇A教諭が担任している学級には、忘れ物が多い児童が4分の1程度いる。
- ◇正当な理由があるかもしれない児童の言い分を聞こうとしていないだけでなく、どなりつけている。
- ◇A教諭の行った長時間正座させる指導は、肉体的苦痛を与える懲戒に該当するので、体罰と判断される可能性が高い。
- ◇A教諭の指導は、校長に報告されていなかったため、保護者からの抗議の電話ではじめて校長の知るところとなった。
- ◇怒っている保護者に、校長は「非常に熱心」なためと釈明している。

### (2) どのような責任が問われる可能性があるのでしょうか？

- ◇身分上の責任 （状況により）懲戒免職・停職・減給・戒告  
（参考）懲戒免職になった場合、教員免許状は効力を失い、退職手当は支給されない。
- ◇刑事上の責任 （状況により）刑法による傷害罪・暴行罪により懲役又は罰金  
（参考）傷害罪：15年以下の懲役又は50万円以下の罰金。暴行罪：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金。執行猶予付きであっても禁錮刑以上の場合、欠格条項に該当し失職する。
- ◇民事上の責任 （状況により）被害者への慰謝料等の損害賠償責任  
※ 関連する法令等は、コンプライアンスハンドブックケース集の14ページを参照してください。

### (3) 対応策について検討してみましょう！

- ◇適切な初期対応を行う（事実関係の把握、被害者への謝罪等）。
- ◇管理職を中心に組織的に対応する（情報・意思決定の一元化、取材対応等）。
- ◇所管の教育委員会へ報告し、指導・助言を受ける。
- ◇児童生徒にメンタルヘルスケアが必要な場合は、専門家の指示に基づいて、適切に対応する。
- ◇体罰を容認する土壌があれば、これを一掃し、不適切な指導に対して、教職員相互に点検し合える環境づくりに努める。
- ◇校内研修等で、体罰によらない生徒指導の在り方について、研究に努める。
- ◇特定児童生徒への個別指導については、一人の教員に任せることなく、複数である体制を整える。
- ◇児童生徒が何でも気軽に話せる教育相談体制の充実に努める。

教職員の懲戒処分の指針（標準的な処分量定）					
非違行為等の分類・具体例		免職	停職	減給	戒告
体罰等	(1)体罰により児童生徒を死亡させ、又は児童生徒に重大な後遺症が残る傷害を負わせた教職員	○	○		
	(2)体罰により児童生徒に傷害を負わせた教職員		○	○	○
	(3)児童生徒に上記以外の体罰をした教職員			○	○
	(4)侮蔑的な言動により児童生徒に著しい精神的苦痛を負わせた場合	体罰の量定に準じて取り扱う			